

サイバーセキュリティ戦略本部の後援等名義の使用について

〔平成27年2月10日〕
〔サイバーセキュリティ戦略本部決定〕

サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第22条の趣旨を踏まえ、国民が広くサイバーセキュリティに関する関心と理解を深めるよう、サイバーセキュリティに関する教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及等の施策の推進を図るため、サイバーセキュリティ戦略本部は、求めに応じてサイバーセキュリティ戦略本部の後援等名義の使用を承認することとする。

サイバーセキュリティ戦略本部の後援等名義の使用に関し必要な事項は、サイバーセキュリティ戦略本部長が定める。

なお、従前、情報セキュリティ政策会議が情報セキュリティ政策会議の後援等名義の使用を承認した行事等については、サイバーセキュリティ戦略本部の後援等名義の使用を承認するものとする。